

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の休止	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定医療機関の辞退	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	〃
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	〃
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	〃
・区画漁業の免許の内容たるべき事項	漁 業 振 興 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	〃
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	
・土地区画整理組合設立の認可	住 宅 課
・一般競争入札の実施	物 品 管 理 室
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	〃
◎ 長崎県連合海区漁業調整委員会指示	
・漁業法の規定によるひき縄釣の採捕の制限	長崎県連合海区漁業調整委員会
◎ 長崎県病院企業団告示	
・長崎県病院企業団議会の招集	長崎県病院企業団
◎ 有明海自動車航送船組合公告	
・有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表	有明海自動車航送船組合

告 示

長崎県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
そよかぜ薬局時津店	有限会社ななしま薬局 代表取締役 七嶋 和孝	長崎県西彼杵郡時津町浦郷270-12	令和2年10月1日	令和8年9月30日
医療法人 もとおか歯科医院	医療法人 もとおか歯科医院 理事長 本岡路都子	長崎県南松浦郡新上五島町浦桑郷1363番地	令和2年11月1日	令和8年10月31日
おくむら歯科	奥村 朋治	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷302番地5	令和2年10月29日	令和8年10月28日
訪問看護ステーションえがお	医療法人 栄寿会 理事長 林田 博典	長崎県西海市西彼町八木原郷3453-1	令和2年11月1日	令和8年10月31日
うらのさき薬局	株式会社プロミシング 代表取締役 松本 勝	長崎県松浦市志佐町浦免1386-1	令和2年11月1日	令和8年10月11日
平山医院	平山 重孝	長崎県壱岐市石田町石田西触1071番地-1	令和2年11月1日	令和8年10月31日
富の原歯科	長岡 守	長崎県大村市富の原2丁目389-6	令和2年9月1日	令和8年8月31日

長崎県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変更事項	変更年月日
旧	伊万里松浦病院附属訪問看護ステーション	独立行政法人地域医療機能推進機構 理事長 尾身 茂	長崎県松浦市志佐町庄野免274番地1	名称変更 所在地変更	令和2年11月1日
新	松浦中央病院附属訪問看護ステーション		長崎県松浦市志佐町浦免856番1号		
旧	こまち薬局	有限会社一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市小野町278-1	所在地変更	令和2年10月15日
新			長崎県諫早市小野町285-6		

長崎県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

（休 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	休止年月日
ひらのクリニック	平野 康文	長崎県西彼杵郡時津町浦郷443-9	令和2年10月16日

長崎県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

（廃 止）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
いまぶく薬局	鵜殿 太誠	長崎県松浦市今福町北免2009-3	令和2年8月31日
オリビア薬局	古本 万里江	長崎県西彼杵郡時津町浦郷字牧出270-12	令和2年9月30日

長崎県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

（辞 退）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	辞退年月日
けんじ歯科医院	橋谷田 賢司	長崎県大村市富の原2丁目254-3	令和2年11月1日

長崎県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
はくあい堂しんわ薬局	長崎県島原市親和町丁3565-8	博愛堂ファーマシー株式会社 代表取締役 水田 晋一郎	長崎県島原市新湊1丁目42番地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和2年10月1日

長崎県告示第743号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	グループホーム 愛乃郷	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免927	株式会社ウェルライブパートナーズ 代表取締役 下津浦 正明	長崎県北松浦郡佐々町羽須和免927	名称変更	令和2年10月1日
新	グループホーム さくらプレイス 佐々					
旧	居宅生活支援センター スマイル	長崎県大村市久原1丁目595番地1	社会福祉法人 ことの海会 理事長 芦塚 正利	長崎県大村市大里町1150番地	名称変更	令和2年10月1日
新	ヘルパーステーション スマイル					
旧	こまち薬局	長崎県諫早市小野町278-1	有限会社一心堂 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市八坂町4-23	所在地変更	令和2年10月15日
新		長崎県諫早市小野町285-6				

長崎県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
ツクイ大村	長崎県大村市協和町704-3	株式会社ツクイ 代表取締役 高橋 靖宏	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号	通所介護 通所型サービス（みなし） 通所型サービス（独自） 居宅介護支援	令和2年9月30日

長崎県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	米崎 三夏	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷579番地193			令和2年10月1日

長崎県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	古田 靖裕	長崎県西彼杵郡長与町岡郷1517			令和2年11月1日

長崎県告示第747号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定めた。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 1 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| 2 免許の内容たるべき事項 | |
| (1) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (2) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (4) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| 3 制限又は条件 | 別表のとおり |
| 4 地元地区 | 別表のとおり |
| 5 存続期間 | 免許の日から令和5年8月31日まで |
| 6 申請期間 | 令和2年11月27日から
令和3年1月15日まで |
| 7 免許予定日 | 令和3年3月1日 |

漁場 計画 番号	免許の				内容			事業区域		制限 又は 条件	地元地区
	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	区域	漁場	基点	区域	点			
対区計 第1094号	第1種くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 対馬市 上県町 鹿見ハゲノ 地先	次の1、イ、ロ、 ハ、ニ、4、ホ、 3、2の各点を順次 結んだ各直線と最高 潮時海岸線によっ て囲まれた区域	1 対馬市上県町鹿見竜神鼻 南標識 2 同市同町鹿見竜神鼻北東 端標識 3 同市同町鹿見ハゲノ突端 標識 4 同市同町鹿見ハゲノ北標 識	イ ロ ハ ニ ホ	1 1から270度 40メートルのところ 3から270度 60メートルのところ 3から270度 70メートルのところ 4から280度 50メートルのところ 3から270度 20メートルのところ	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が942平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、689尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由が			

あり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

漁場 計画 番号	免許の				内容			たる		事業区域		制限 又は 条件	地元地区
	漁業種類及び 漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	区域	漁場の基本点		点						
					区域	点							
対区計 第1506号	第1種くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	長崎県 対馬市 上県町 犬ヶ浦 村口越 地先	次の1、イ、ロ、2 の各点を順次結んで 1に至る各直線に よって囲まれた区域	1 対馬市上県町犬ヶ浦村口 越西風鼻標識 2 同市同町犬ヶ浦村口越尾 崎標識 3 同市同町御園千島瀬鼻西 端 4 同市同町越高港御園島防 波堤灯台	イ 1と4を結ぶ直線上 1から50メートルのこ ろ ロ 2と3を結ぶ直線上 2から50メートルのこ ろ	1. 漁業権者は、外 国漁船により漁獲さ れたくろまぐろを養 殖用種苗としないこ とを誓約する書面を 当該漁業を営む者に 提出させ、これに反 した場合は、その者 の行使を停止させな ければならない。 2. 当該漁業権に係 る漁場の区域におい て設置する養殖の用 に供する生簀は、直 径20メートルの円形 生簀3台の規模を超 えてはならない。た だし、経営上必要な 場合は、生簀の総面 積が942平方メート ルを超えない範囲内 で、生簀の形状、規 格又は台数を変更す ることは差し支えな い。 3. 当該漁業権に係 る区画漁業で用いら れる養殖用種苗のう ち、1年当たりの天 然種苗の活込尾数 は、689尾を超えて はならない。 4. 人工種苗を活込 んではならない。た だし、天然種苗が確 保できず、かつ、経 営に支障が出る等の やむを得ない理由が	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦 御園 檜滝					

あり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

長崎県告示第748号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和 2 年11月27日

長崎県知事 中村 法道

加入区

福江加入区

長崎県告示第749号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和 2 年11月27日

長崎県知事 中村 法道

加入区

有家町加入区

長崎県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月27日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 204号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
北松浦郡佐々町松瀬免字鳥屋谷315番2地先から 北松浦郡佐々町松瀬免字江里ノ上308番地先まで	前	9.3～17.3	175.8	
	後	27.3～43.3	175.8	

長崎県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月27日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎畝刈線	長崎市滑石3丁目386番5地先から 長崎市滑石5丁目384番5地先まで	令和 2 年11月27日

長崎県告示第752号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和 2 年11月27日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

2 入札第155号 3層不織布マスク 750,000枚

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和2年12月11日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(㍿)及び(イ)

(㍿) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(㍿)、(イ)及び(ウ)

(㍿) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありません。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和4年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

土地区画整理組合設立の認可（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、椿林土地区画整理組合の設立を認可した。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

1 組合の名称

椿林土地区画整理組合

2 事業施行期間

自 令和2年11月27日

至 令和6年10月31日

3 施行地区

西彼杵郡長与町高田郷字椿林、字柳田及び字湯川の各一部

4 事務所の所在地

西彼杵郡長与町吉無田郷879番地24

5 設立認可の年月日

令和2年11月27日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

長与町役場の掲示板及び組合事務所の掲示板に掲載

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年11月27日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

2 入札第155号 3 層不織布マスク 750,000枚

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年2月15日

(4) 納入場所及び条件

仕様書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

(4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を

記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和2年12月11日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年1月14日 17時00分

8 応札品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年1月4日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和3年1月15日 10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年1月14日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはでき

ない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 応札品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Three layer nonwoven fabric mask, 750,000 pieces
- (2) Delivery period:
February 15, 2021
- (3) Delivery place:
Seihi Public Health Center Nagasaki Prefecture
- (4) Time-limit for tender by registered mail :

5:00 p.m. January 14, 2021

(5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. January 15, 2021

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL. 095-895-2881

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和2年11月27日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油 1,404キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(2)審査事項の力のみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額

イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数

ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況

オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

- ㌱ 売上高当期利益率
- ㌲ 固定長期適合率
- ㌳ 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうることを（様式第 4 号から様式第 8 号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和 2 年12月18日まで（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第 1 号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㌱ 誓約書
- ㌲ 委任状
- ㌳ 印鑑届（様式第 3 号）
- ㌴ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第 4 号から様式第 8 号まで）
- ㌵ 直近の決算書の写し
- ㌶ 県からの資格審査結果通知書の写し

イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第 2 号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ㌱ 誓約書
- ㌲ 財務関係明細書
- ㌳ 営業概要書
- ㌴ 委任状
- ㌵ 法人にあつては登記簿謄本
- ㌶ 個人にあつては次の a 及び b
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ㌷ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ㌸ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ㌹ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ㌺ 印鑑届（様式第 3 号）
- ㌻ 当該軽油を確実に納入しうることの証明（様式第 4 号から様式第 8 号まで）
- ㌼ 直近の決算書の写し

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町 3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務係）
- （電話）095-822-5141

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第 9 号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は2年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和2年11月27日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
軽油 1,404キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書による
- (3) 納入期間
令和3年1月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 納入場所
ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
イ 矢上営業所（長崎市田中町384-1）
ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
オ 大村営業所（大村市松山町489-13）
- (5) 一連の調達契約に関する事項
一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和2年2月12日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和2年11月27日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和2年11月27日付け長崎県公報第10974号登載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)
(電話) 095-822-5141
(提出期限) 令和2年12月18日
- 4 入札参加条件
次の条件を満たしている者であること。
- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)
(電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) 令和2年11月27日から令和2年12月18日までの間(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室
(期日) 令和2年12月23日 午前10時00分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
(郵送による場合の入札書の受領期限等)
(受領期限) 令和2年12月22日 午後5時00分(必着)
(提出先) 長崎県交通局管理部総務課(総務係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)に予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,404 KL
- (2) Delivery period:

From January 1 st, 2021, to March 31, 2021

(3) Delivery place:

- a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
- b) Yagami Office Nagasaki City, Tanaka-machi, 384-1
- c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
- d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
- e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13

(4) Time-limit for tender:

No later than December 22, 2020

(5) Date and time for the opening of tender:

10:00 December 23, 2020

(6) Contact point for the notice

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau

Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1

Tel 095－822－5141

長崎県連合海区漁業調整委員会指示

令和 2 年長崎県連合海区漁業調整委員会指示第 1 号

長崎県海域におけるひき縄釣による水産動物の採捕について、漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 2 年11月27日

長崎県連合海区漁業調整委員会
会 長 志岐 富美雄

1 定義

ひき縄釣とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

2 採捕の承認

- (1) ひき縄釣により水産動物を採捕しようとする者は、船舶ごとに別記 1 ひき縄釣採捕承認事務取扱要領に基づき、長崎県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、漁業者が漁業を営むために行う場合及び漁業従事者が漁業者のために従事してする場合並びに試験研究機関等が試験研究のため当該漁法を用いる場合は、この限りではない。
- (2) 前項の承認申請があったときは、委員会はあらかじめ関係海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

3 承認の基準

承認は、次に掲げる条件をすべて満たすものに対して行うものとする。

- (1) 当該漁法を用いることにより水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が起こる恐れがないこと。
- (2) 地元が主催、共催等をするイベントに参加して行われるものであるなど、地域関係者の了解を得て行うものであること。
- (3) イベントは長崎県内に所在する漁港等を根拠地として行うものであること。
- (4) ひき縄釣を行う予定の海域の関係海区漁業協同組合長会の同意を得ていること。
- (5) イベントの開催根拠地となる地元漁業協同組合の同意を得ていること。

4 承認区域及び操業期間

- (1) 共同漁業権内の場合には、漁業権者である漁業協同組合の同意を得た区域及び期間とする。
- (2) 共同漁業権外の海域の場合には、関係海区漁業協同組合長会の同意を得た区域及び期間とする。

5 制限又は条件

(1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、当該漁法により水産動物を採捕する場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯しなければならない。

(2) 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後 7 日以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければ

ばならない。

(3) 承認の取消し

委員会は水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(4) その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することがある。

6 指示の有効期間

令和2年12月1日から令和5年11月30日まで

別記 1

ひき縄釣採捕承認事務取扱要領

第 1 採捕の承認の申請

採捕の承認の申請をしようとする者は、船舶ごとに、ひき縄釣採捕承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、長崎県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

なお、当該船舶において複数の者がひき縄釣を行う場合は、代表者が申請することができる。

- (1) 関係漁業協同組合及び関係海区漁業協同組合長会の同意書
- (2) 使用船舶が漁船の場合は漁船登録票の写し、非漁船の場合は当該船舶を証する書類の写し
- (3) 用船の場合は船舶使用承諾書
- (4) 地元が主催、共催等をするイベントに参加して行われることがわかる書類
- (5) その他委員会が必要と認めた書類

第 2 承認証の交付

委員会は、承認した場合は、ひき縄釣採捕承認証（様式第 2 号）を申請者に交付する。

第 3 承認証の書換

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、すみやかにひき縄釣採捕承認内容変更承認申請書（様式第 3 号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第 4 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、すみやかにひき縄釣採捕承認証再交付申請書（様式第 4 号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

第 5 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに委員会に承認証を返納すること。

第 6 実績の報告

採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書（様式第 5 号）により行うものとする。

様式第1号

ひき縄釣採捕承認申請書

年 月 日

長崎県連合海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 採捕期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで

2 採捕区域

3 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類

4 ひき縄釣の基地とする漁港等

5 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号又は船舶番号
- (3) 総トン数又は船舶の長さ
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者氏名
- (6) 遊漁船業登録の有無（有の場合は登録番号）

6 同一船舶で採捕を行う者の住所及び氏名

7 添付書類

- ・関係漁業協同組合及び関係海区漁業協同組合長会の同意書。
- ・使用船舶が漁船の場合は漁船登録票の写し、非漁船の場合は当該船舶を証する書類の写し。用船の場合は船舶使用承諾書。
- ・地元が主催、共催等をするイベントに参加して行われることがわかる書類
- ・その他委員会が必要と認めた書類

様式第 2 号

県連海認第 号

ひき縄釣採捕承認証

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

1 採捕期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで

2 採捕区域

3 採捕する水産動物の種類

4 ひき縄釣の基地とする漁港等

5 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号又は船舶番号
- (3) 総トン数又は船舶の長さ
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者氏名
- (6) 遊漁船業登録の有無（有の場合は登録番号）

6 制限又は条件

上記のとおり承認する。

年 月 日

長崎県連合海区漁業調整委員会
会 長

様式第 3 号

ひき縄釣採捕承認内容変更承認申請書

年 月 日

長崎県連合海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記によりひき縄釣採捕承認の内容変更について承認を受けたいので申請します。

記

- 1 承認番号 県連海認第 号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする事項

- 4 変更しようとする理由

様式第 4 号

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

年 月 日

長崎県連合海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記によりひき縄釣採捕承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号 県連海認第 号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

様式第 5 号

ひき縄釣採捕実績報告書

年 月 日

長崎県連合海区漁業調整委員会会長 様

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

記

1 使用船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号又は船舶番号
- (3) 総トン数又は船舶の長さ
- (4) 推進機関の種類及び馬力数
- (5) 所有者氏名

2 採捕期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで

3 採捕区域

4 採捕した水産動物

魚種名	尾数（尾）	重量（kg）	備考

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第4号

長崎県病院企業団議会定例会を令和2年12月25日午後1時30分長崎市に招集する。

令和2年11月27日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

有明海自動車航送船組合公告

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

令和2年11月27日

有明海自動車航送船組合

管理者 栗林 堅一郎

- 1 有明海自動車航送船事業の令和2年度上半期（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数110,958台、車両収入283,768,190円、同乗旅客数60,368人、同乗旅客収入25,041,410円、一般旅客数25,939人、一般旅客収入11,185,360円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数88,278台（44.3%）の減、車両収入176,854,360円（38.4%）の減、同乗旅客155,570人（72.0%）の減、同乗旅客収入54,389,350円（68.5%）の減、一般旅客数16,718人（39.2%）の減、一般旅客収入6,541,590円（36.9%）の減となる。

(2) 職員数（令和2年9月30日現在）

一般職員 10人

船舶職員 11人

合 計 21人

(3) 条例、規則の制定改廃

なし

(4) 議会議決事項

なし

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表1

イ 貸借対照表 別表2

2 令和元年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

令和元年度のわが国経済は、雇用・所得の改善により国内景気は緩やかな回復基調を示していたが、海外情勢の悪化による外需の低下や、台風や豪雨等の大規模災害、及び年末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、国内経済は下げ基調となった。

このような状況のもと、組合においては増収対策として、国内外の旅行会社への営業活動や観光団体と連携した修学旅行の誘致事業、新船建造補助金に係る運賃低廉化による期間限定特別割引を効果的に実施するなど、地域と一体となった営業活動を行い利用促進に努めた。また、台風等による欠航はあったものの、天皇即位に伴うゴールデンウィークの大型連休効果や、消費税増税による運賃値上げの影響が僅かであった為、昨年と同程度の輸送台数を確保できる見込みであったが、新型コロナウイルス感染症拡大を起因とする社会経済活動の抑制により昨年を下回る結果となった。

一方費用については、高水準にある原油価格に伴う燃料費と近年の資材価格の高騰により船舶管理費が増加傾向にあるため、経費削減に努めているところである。

(1) 令和元年度決算報告書 別表3

(2) 令和元年度損益計算書 別表4

- | | |
|------------------------|-----|
| (3) 令和元年度貸借対照表 | 別表5 |
| (4) 令和元年度企業債及び一時借入金の概況 | 別表6 |
| (5) 令和元年度固定資産明細書 | 別表7 |

別表1

令和2年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

単位：円

1	営 業 収 益			
	(1) 運 航 収 入	290,944,180		
	(2) 運 航 雑 入	<u>3,448,972</u>	294,393,152	
2	営 業 費 用			
	(1) 一 般 管 理 費	2,221,854		
	(2) 運 航 経 費	287,620,517		
	(3) 運 航 管 理 費	<u>113,942,870</u>	<u>403,785,241</u>	
	営 業 利 益			109,392,089
3	営 業 外 収 益			
	(1) 受取利息及び配当金	0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	3,000,000		
	(3) 長期前受金戻入	55,385,703		
	(4) 雑 収 入	<u>1,804,591</u>	87,190,294	
4	営 業 外 費 用			
	(1) 支 払 利 息	0		
	(2) 雑 損 失	0		
	(3) 雑 支 出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>87,190,294</u>
	経 常 損 失			<u>22,201,795</u>
	当 期 純 損 失			22,201,795
	前年度繰越利益剰余金			<u>107,163,855</u>
	当期末処分利益剰余金			<u>84,962,060</u>

別表2

令和2年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表

(令和2年9月30日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 船 舶	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,976,267,814</u>	1,262,926,503	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	749,506,008		
減価償却累計額	<u>372,583,281</u>	376,922,727	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>210,239,923</u>	24,938,447	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,139,560		
減価償却累計額	<u>28,974,637</u>	10,164,923	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>700,000</u>	
有形固定資産合計			1,687,880,391
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,718,657,991
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,943,704,997	
(2) 未 収 金		1,949,940	
(3) 前 払 金		0	
(4) その他流動資産		<u>24,734,499</u>	
流動資産合計			<u>1,970,389,436</u>
資 産 合 計			<u>3,689,047,427</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 長 期 借 入 金	109,096,000	
(2) 引 当 金		
イ 退職給付引当金	219,763,637	
ロ 修繕準備引当金	<u>5,228,853</u>	
固定負債合計		334,088,490

4 流 動 負 債

(1) 長 期 借 入 金	27,272,000	
(2) 未 払 金	14,738,769	
(3) 預 り 金	21,415,510	
(4) 引 当 金		
イ 賞与引当金	0	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		64,426,279

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金	1,745,842,577	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>775,221,979</u>	
繰延収益合計		<u>970,620,598</u>
負債合計		<u>1,369,135,367</u>

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自 己 資 本 金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	100,000,000	
ハ 建設改良積立金	269,000,000	
ニ 当期末処分利益剰余金	<u>84,962,060</u>	
利益剰余金合計		<u>453,962,060</u>
剰余金合計		<u>464,262,060</u>
資 本 合 計		<u>2,319,912,060</u>
負債資本合計		<u>3,689,047,427</u>

別表 3

令和元年度決算報告書

1 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 事業収益	円 1,192,778,000	円 0	円 0	円 1,192,778,000	円 1,183,625,683	円 △ 9,152,317	
第1項 営業収益	1,078,170,000	0	0	1,078,170,000	1,065,523,896	△ 12,646,104	(うち、仮受消費税及び地方消費税 87,403,586円)
第2項 営業外収益	114,608,000	0	0	114,608,000	118,101,787	3,493,787	(" 451,767円)
第3項 特別利益	0	0	0	0	0	0	(" 0円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公 益企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出 額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額			
第1款 事業費	円 1,171,580,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,171,580,000	円 0	円 1,171,580,000	円 94,844,581	
第1項 営業費用	1,095,769,000	0	0	7,990,000	0	1,103,759,000	0	1,103,759,000	63,239,845	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 51,529,817円)
第2項 営業外費用	25,811,000	0	0	11,010,000	0	36,821,000	0	36,821,000	604,736	(うち、 " 0円、 差引納付額 36,215,300円)
第3項 特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第4項 予備費	50,000,000	0	0	△ 19,000,000	0	31,000,000	0	31,000,000	31,000,000	

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額					決算額	予算額に 比べ決算 額の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額	合 計		
	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	
第1項 補助金	0	0	0	0	0	0	0	(仮受消費税及び地方消費税 0円)
第2項 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	継続費 通次繰 越額	合 計	不 用 額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1款 資本的支出	40,272,000	0	0	0	40,272,000	0	0	0	11,498,800	
第1項 建設改良費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	0	0	8,498,800	(仮払消費税及び地方消費税 111,200円)
第2項 長期借入金償還金	27,272,000	0	0	0	27,272,000	0	0	0	0	
第3項 予備費	3,000,000	0	0	0	3,000,000	0	0	0	3,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額28,773,200円は、過年度分損益勘定留保資金28,662,000円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額111,200円で補填した。

別表 4

令和元年度損益計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

単位：円

1	営業収益			
(1)	運航収入	967,715,252		
(2)	運航雑入	<u>10,405,058</u>	978,120,310	
2	営業費用			
(1)	一般管理費	6,983,072		
(2)	運航経費	679,370,066		
(3)	運航管理費	<u>302,636,200</u>	<u>988,989,338</u>	
	営業利益			△ 10,869,028
3	営業外収益			
(1)	受取利息及び配当金	141,665		
(2)	長期前受金戻入	110,808,344		
(3)	雑収入	<u>6,700,011</u>	117,650,020	
4	営業外費用			
(1)	支払利息	0		
(2)	雑損失	0		
(3)	雑支出	<u>964</u>	<u>964</u>	<u>117,649,056</u>
	経常利益			106,780,028
	当年度純利益			106,780,028
	前年度繰越利益剰余金			<u>383,827</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u>107,163,855</u>

別表5

令和元年度貸借対照表

(令和2年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 船 舶	3,239,194,317		
減価償却累計額	<u>1,906,443,028</u>	1,332,751,289	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	749,506,008		
減価償却累計額	<u>365,514,360</u>	383,991,648	
ニ 構 築 物	235,178,370		
減価償却累計額	<u>208,752,902</u>	26,425,468	
ホ 機 械 装 置	1,293,000		
減価償却累計額	<u>1,228,350</u>	64,650	
ヘ 備 品	39,139,560		
減価償却累計額	<u>27,886,512</u>	<u>11,253,048</u>	
有形固定資産合計			1,766,649,244
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		757,600	
ロ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 投資有価証券		0	
ロ 出 資 金		<u>30,020,000</u>	
投資合計			<u>30,020,000</u>
固定資産合計			1,797,426,844
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,978,600,044	
(2) 未 収 金		8,935,949	
(3) 前 払 金		0	
(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>1,000,000</u>	
流動資産合計			<u>1,988,535,993</u>
資 産 合 計			<u>3,785,962,837</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 長期借入金	109,096,000	
(2) 引当金		
イ 退職給付引当金	219,763,637	
ロ 修繕準備引当金	<u>5,706,253</u>	
固定負債合計		334,565,890

4 流 動 負 債

(1) 長期借入金	27,272,000	
(2) 未払金	37,767,638	
(3) 預り金	1,079,339	
(4) 引当金		
イ 賞与引当金	16,157,814	
(5) その他流動負債	<u>1,000,000</u>	
流動負債合計		83,276,791

5 繰 延 収 益

(1) 長期前受金	1,745,842,577	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>719,836,276</u>	
繰延収益合計		<u>1,026,006,301</u>
負債合計		1,443,848,982

資 本 の 部

5 資 本 金

(1) 自己資本金	<u>1,855,650,000</u>	
資本金合計		1,855,650,000

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	9,500,000	
ロ 工事負担金	<u>800,000</u>	
資本剰余金合計		10,300,000
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	100,000,000	
ハ 建設改良積立金	269,000,000	
ニ 当年度未処分利益剰余金	<u>107,163,855</u>	
利益剰余金合計		<u>476,163,855</u>
剰余金合計		<u>486,463,855</u>
資本合計		<u>2,342,113,855</u>
負債資本合計		<u>3,785,962,837</u>

別表 6

令和元年度企業債及び一時借入金の概況

① 企 業 債

単位：円

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金	0	0	0	0
公 庫 資 金	0	0	0	0
計	0	0	0	0

② 一時借入金 なし

別表7

令和元年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額	累 計		
船 舶	3, 239, 194, 317	0	0	3, 239, 194, 317	139, 649, 572	0	1, 906, 443, 028	1, 332, 751, 289	
土 地	12, 163, 141	0	0	12, 163, 141	0	0	0	12, 163, 141	
建 物	749, 506, 008	0	0	749, 506, 008	14, 142, 003	0	365, 514, 360	383, 991, 648	
構 築 物	235, 178, 370	0	0	235, 178, 370	3, 075, 245	0	208, 752, 902	26, 425, 468	
機 械 装 置	1, 293, 000	0	0	1, 293, 000	0	0	1, 228, 350	64, 650	
備 品	39, 887, 860	1, 390, 000	2, 138, 300	39, 139, 560	2, 555, 055	2, 031, 385	27, 886, 512	11, 253, 048	
計	4, 277, 222, 696	1, 390, 000	2, 138, 300	4, 276, 474, 396	159, 421, 875	2, 031, 385	2, 509, 825, 152	1, 766, 649, 244	

(2) 無形固定資産

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末減価償却高	年度末現在高	備 考
電話加入権	757, 600	0	0	0	757, 600	
その他無形固定資産	0	0	0	0	0	
計	757, 600	0	0	0	757, 600	

(3) 投 資

単位：円

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
有明711-振興(株)	30, 000, 000	0	0	30, 000, 000	
島原観光ビューロー(株)	20, 000	0	0	20, 000	
計	30, 020, 000	0	0	30, 020, 000	

発行者
長 崎 県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)
直通(八九五)
二一一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社クイックプリント
寺 田 宏 弥